

令和6年（ネ）第462号 損害賠償等請求控訴事件
令和6年11月20日判決言渡 福岡高等裁判所

控訴人 浜松オートレース場所属選手
被控訴人 飯塚市、一般財団法人西日本小型自動車競走会

判決主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事案の概要

○原審（福岡地方裁判所飯塚支部令和3年（ワ）第46号）

オートレース選手である原告が、令和元年10月30日飯塚オートレース場管理地区内の側溝に落下して負傷した事故について、本件側溝に「工作物の設置又は保存に瑕疵」（民法717条1項）、「営造物の設置又は管理に瑕疵」（国家賠償法2条1項）があったために発生したものであると主張して、市及び（一財）西日本小型自動車競走会に対して、損害賠償金（731万6,787円）を求めたもの。

○原判決（令和6年4月25日）

「本件側溝に、民法717条1項所定の瑕疵も、国家賠償法2条1項所定の瑕疵も認められない」として請求を棄却。

○控訴審（福岡高等裁判所令和6年（ネ）第462号）

控訴人が原判決を不服として控訴していたもの。

（令和6年6月21日経済建設委員会にて報告済）

○福岡高等裁判所の判断

原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。よって、本件控訴を棄却する。